

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)(概要版)

第1 基本的事項

- (1) 役割
 - ・ 中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
 - ・ 都市計画区域マスタープランに即して市町マスタープラン及び立地適正化計画を定める
- (2) 策定単位
 - ・ 広域的な圏域として設定する6の地域（阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）を策定単位とする
- (3) 目標年次
 - ・ 「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年（2025年）とする

第2 都市計画の目標

1 都市計画の基本的な視点

- | | |
|---|--|
| (1) 本県の将来像
ア 21世紀兵庫長期ビジョン
イ 兵庫2030年の展望
ウ 兵庫県地域創生戦略 | (2) まちづくり基本方針
ア 安全・安心
イ 環境との共生
ウ 魅力と活力
エ 自立と連携 |
|---|--|

2 都市計画に関する現状と課題

- | | |
|--|---|
| (1) 人口減少・超高齢社会の進行
・ 疎住化・人口の偏在化の進行
・ 交通弱者の増加
・ 情報化社会の進展によるニーズの変化、インバウンド需要の増加
・ 都市における空き地・空き家の増加 | ・ 持続可能な生活圏の確保
・ 公共交通ネットワークの維持・確保
・ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進
・ 市街地や集落の低密度化対策 |
| (2) 防災対策の必要性の増大
・ 気候変動による自然災害の増加、防災意識の高まり | ・ 防災・減災への更なる対策 |
| (3) 都市の維持管理コストの増大
・ 都市基盤施設の一斉老朽化
・ 施設の維持管理や更新 | ・ 都市基盤施設の戦略的な維持管理・更新
・ 都市基盤施設整備計画の適切な見直し |
| (4) 地球環境への配慮
・ 効率的なエネルギー利用等の要請
・ 都市農地の位置付けの明確化 | ・ 低炭素・循環型社会の構築
・ 都市と緑・農との共生 |
| (5) 産業構造の変化
・ 産業構造の変化による工場の閉鎖
・ 郊外の大規模集客施設による中心市街地衰退
・ IC周辺等での産業用地需要の高まり | ・ 土地利用転換への対応
・ 大規模集客施設の立地誘導
・ 産業用地開発への柔軟な対応 |
| (6) 地域の主体性の高まり
・ 東京圏への人口集中等による地域経済の縮小、都市機能等の更新の遅れ
・ 地方分権の進展と広域的課題への対応 | ・ 地域創生等の取組
・ 県と市町との役割分担の明確化 |
| (7) 新型コロナ危機の経済社会への影響
・ 一極集中型社会の脆弱性の顕在化 | ・ 新たな働き方や意識の変化への対応 |

3 都市づくりの基本理念

- (1) 安全・安心な都市空間の創出
 - ア 総合的な防災・減災対策の強化
 - ・ 災害時における都市の強靱化を図るため、都市の耐震化・不燃化や密集市街地の改善などの防災・減災対策を推進
 - ・ 南海トラフ地震、日本海における大規模地震等による津波対策や台風等による高潮対策を強化
 - ・ 近年、頻発・激甚化する豪雨による浸水被害や土砂災害に対し、総合的な治水対策や災害に強い森づくりを推進
 - ・ 土砂災害特別警戒区域など想定される自然災害のリスクを踏まえて市街化を抑制
 - イ 全員活躍社会の推進
 - ・ 誰もが安心して住まい、安全・快適に移動し、活躍できる社会の実現に向け、ユニバーサル社会づくりを推進
 - ・ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえ、子育て支援施設等の充実した環境づくりを促進
 - ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進
 - ・ 新型コロナ危機を契機に東京等大都市への一極集中を是正し地域創生を更に推進するため、移住、企業誘致等を促進
 - ・ 公園・緑地、水辺空間、都市農地などのオープンスペースは、地域の多様なニーズに応じた柔軟な活用を促進
 - ・ デジタル化の進展に対応する情報通信基盤の整備を促進、データ・新技術等を活用した都市づくりを検討

(2) 地域主導による都市づくり

- ア エリアマネジメントの促進
 - ・ 多様な地域課題へ対応するため、住民、事業主等の地域の担い手による魅力あるまちづくりを促進
- イ 地域資源を生かした都市の活性化
 - ・ 多様な自然と風土を背景とした優れた景観や自然環境、特色ある歴史、文化などの地域資源を生かした魅力ある都市づくりを実現
 - ・ 都市部では、地域のにぎわいの創出や人口増加につなげるため、空き地・空き家の交流拠点等への活用や市場流通を促進
 - ・ 地方部では、古民家や町家等の空き家を交流拠点や宿泊施設等として活用した地域間交流、二地域居住や移住を促進
 - ・ 住宅地周辺のまとまりのある農地等を保全・活用
 - ・ 市街化調整区域では、その性格を維持しつつ、地域の活力維持や産業の活性化に資するまちづくりを促進
- ウ 民間投資の誘導
 - ・ 医療・福祉施設、商業施設等が継続して運営するために必要となる一定の人口を持った地域を形成
 - ・ 中心市街地等では、都市計画法等の特例制度の活用や規制緩和等により大規模業務施設や都市型住宅等を誘導
 - ・ 市街地内に残る大規模工場跡地等の低未利用地は、面的整備事業により土地利用を増進
 - ・ PPP（公民連携）やPRE（公的不動産）の効率的な運営と併せた商業、医療・福祉等の都市機能を公有地へ誘導
- エ 情報ネットワーク等の活用
 - ・ スマートシティの考え方を踏まえ、情報ネットワークや革新的技術を活用した都市づくりを検討

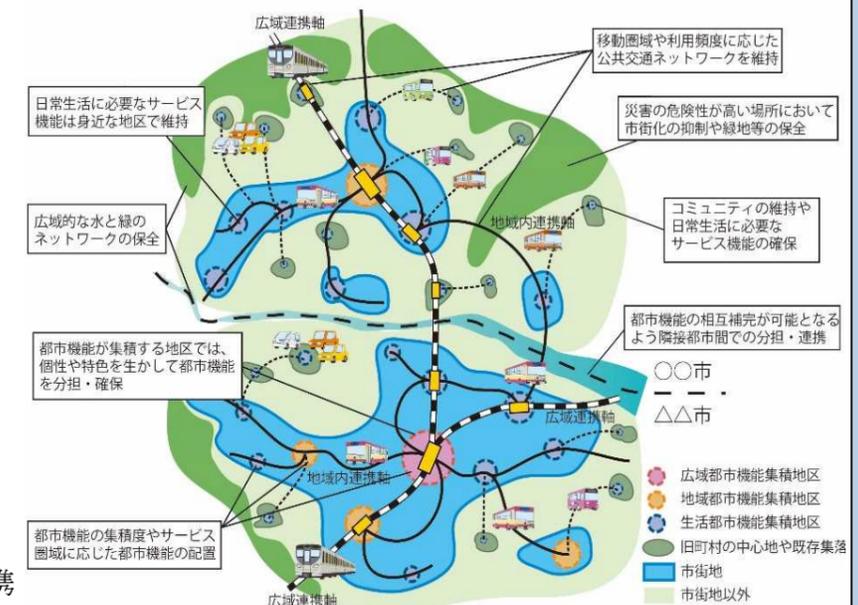
(3) 持続可能な都市構造の形成

地域連携型都市構造の実現

- ・ 大都市、地方都市、中山間地域が都市の諸機能において役割分担・相互連携し、活力を持って自立
- ・ 新型コロナ危機で脆弱性が明らかになった集中型社会から持続可能な分散型社会への転換

(7) 地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針

- ① 市街地エリア
 - ・ 都市機能集積地区において機能を更新・充実
 - ・ 低未利用地の活用や土地の高度利用
- ② 市街地以外のエリア
 - ・ 日常生活に必要なサービス機能を確保
 - ・ 都市との交流、二地域居住や定住の促進、既存産業の事業継続支援等により地域の活力を維持
- (イ) 都市機能の役割分担と連携の方針
 - ・ 機能の集積度及び圏域の広さに応じて都市機能集積地区を位置付け
 - ・ 適切な役割分担・連携により多様な機能を確保
- (ウ) 交通ネットワークの方針
 - ・ 地域に応じた適切な輸送手段により地区間を連携
 - ・ 新技術による交通ネットワークについても検討
 - ・ 自転車通行空間の計画的な整備等により自転車ネットワークを形成



第3 淡路地域の都市計画の目標等

(対象区域：洲本都市計画区域・淡路都市計画区域・南あわじ都市計画区域)

1 都市計画の目標

淡路地域の目指すべき都市構造

- ・神戸市や徳島県などの地域外や地域内の連携強化により都市機能の相互補完を行い、地域全体で都市機能を確保
- ・遠隔医療・教育や個人向け商品販売・配送システム等の活用により日常生活の持続性を確保
- ・交流人口の増加による地域の活性化に向け、広域交通ネットワークの強化により滞在型観光等の広域的な交流を促進
- ・市街地エリアの方針：①自然、歴史・文化、産業を生かした魅力ある市街地を形成、②インバウンドの誘致を含む多様な交流・環流を拡大、③自然災害の発生のおそれのある区域を立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制
- ・市街地以外のエリアの方針：①地域主導による集落の機能維持や地域活性化を促進、②都市機能集積地区との連携を維持・確保

2 区域区分の決定の有無

洲本・淡路・南あわじ都市計画区域では、急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないため、区域区分を定めない

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 地域連携型都市構造化に関する方針

- ・第2期淡路島定住自立圏共生ビジョンに基づき、都市機能集積地区間で都市機能を相互補完
- ・神戸淡路鳴門自動車道によりつながる神戸地域、東播磨地域、徳島県等の地域外との広域的な連携を検討
- ・淡路島地域公共交通網形成計画に基づき持続可能な公共交通網を形成

ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実

- (7) 地域都市機能集積地区…地域全体で都市機能の代替・相互補完
 - ・洲本市役所周辺
 - ・志筑（淡路市）
 - ・南あわじ市役所周辺
- (4) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保

イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持

ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化

- (7) 広域連携軸…徳島県を含む地域内外と都市機能を相互補完
 - ・温暖な気候風土や自然環境を生かした広域的な交流を促進
- (4) 地域内連携軸…県道等により地区間の連携を強化
- (5) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持・確保

(2) 土地利用に関する方針

ア 地域の特性に応じた土地利用コントロール

- ・洲本 IC や淡路島中央 SIC 周辺、国道 28 号や県道福良江井岩屋線沿道等において周辺環境と調和した開発を誘導

イ 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

- ・緑条例の「まちの区域」においては、用途地域や地区計画等の活用により良好な市街地環境を形成
- ・既存産業の充実や産業拠点の形成が見込まれる津名地域臨海部、国道 28 号の洲本 IC 周辺等で産業立地を促進

(3) 都市施設に関する方針

ア 交通施設

- ・東西の都市機能集積地区を結ぶ地域内連携軸及び西岸部の南北方向の地域内連携軸に位置付けた幹線道路を整備
- ・神戸淡路鳴門自動車道淡路島中央 SIC や淡路北 SIC 等の活用により地域を活性化
- ・サイクリングによる観光振興を促進するため、自転車の走行環境を整備、大鳴門橋への自転車道の設置を検討
- ・災害時等の明石海峡大橋の代替交通として緊急・救援輸送手段の役割も担う明石港と岩屋港間の海上交通を維持・強化
- ・パークアンドバスライドに加え、高速バスと路線バスとの接続改善等により公共交通の利便性を向上
- ・コミュニティバスやデマンド型交通への支援等により地域の状況に応じた移手段を確保

イ 公園・緑地

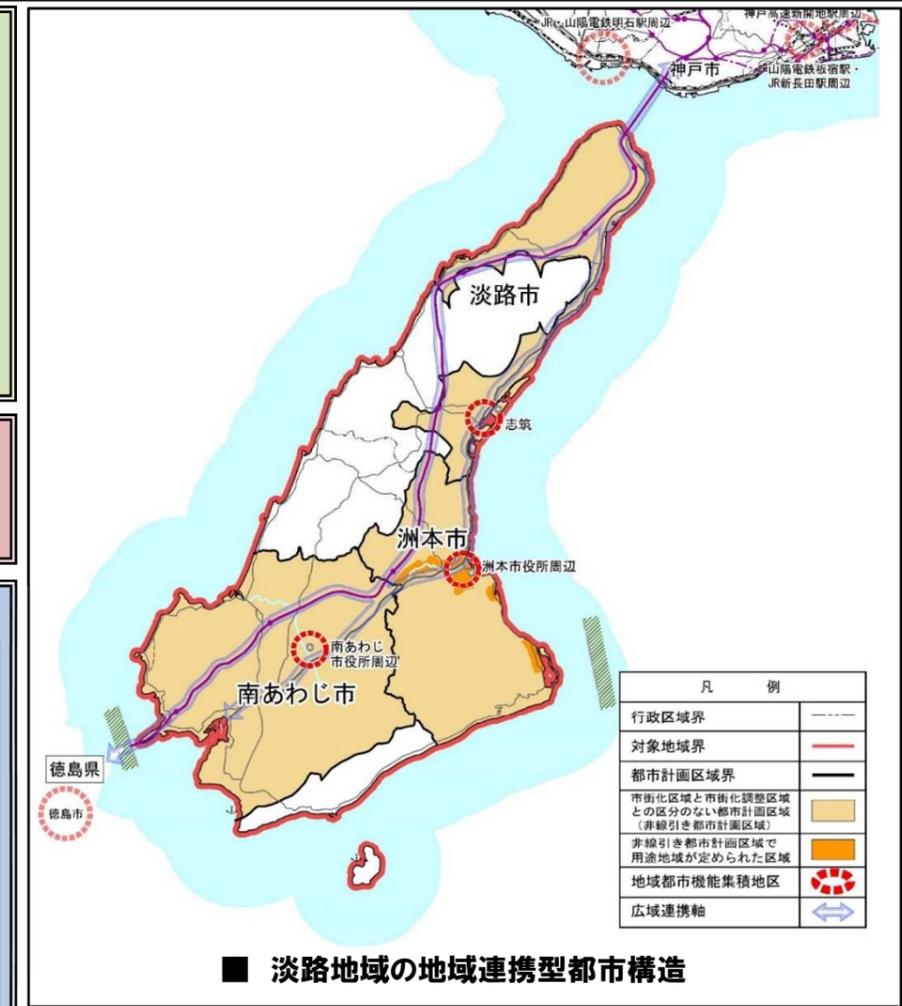
- ・自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラを形成
- ・県立淡路島公園については、観光交流型公園を目指して、民間活力の導入によるにぎわい創出施設を整備

ウ 河川・下水道

- ・治水・利水、生態系、水文化・景観等に配慮した河川整備を推進
- ・人と自然が共生する河川環境を保全・創造
- ・生活排水処理率が低い地域があることから、公共下水道の更新・整備や合併処理浄化槽の設置等を促進
- ・豊かな海の実現に向けた取組を推進

(4) 市街地整備に関する方針

- ・漁村等の密集市街地においては、住民との協働による道路等の整備や建築物の耐震化・不燃化などによる防災対策を推進
- ・淡路市夢舞台サスティナブル・パークにおいて医療・福祉、産業、商業の複合的な拠点形成を促進
- ・洲本市中心市街地周辺地区等のユニバーサル社会づくり推進地区では、高齢者や女性、障害のある人等の社会活動への参画等を支援するため、道路や施設等の重点的な整備を促進



(5) 防災に関する方針

- ・淡路広域防災拠点を核として地域防災拠点等を連携
- ・緊急輸送道路等の整備や橋梁の耐震化を推進
- ・建築物の耐震化・不燃化等やライフラインの耐震化を推進
- ・津波・高潮対策の計画的な推進
- ・総合治水条例に基づく総合的な治水対策
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定と必要に応じて市街化を抑制
- ・砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進

(6) 景観形成に関する方針

- ・津名丘陵や諭鶴羽山地、それら間を流れる洲本川や三原川、周囲の海岸線等の美しい自然環境を保全
- ・神話や歴史の物語を持った歴史的景観等を継承
- ・「公園島淡路」として魅力あふれる景観を創造

(7) 地域の活性化に関する方針

- ・御食国としての食のブランド、アワイチが注目されるサイクルツーリズム等を生かした観光交流を促進
- ・日本遺産に認定された『古事記』の冒頭を飾る『国生みの島・淡路』～古代国家を支えた海人の営み～を構成する文化財等の地域資源を生かした誘客を促進
- ・「あわじ環境未来島構想」等の参画と協働の取組を促進